

平成26年度定期監査報告書（市立小中学校を
除く）に基づく改善策及び顛末

平成27年6月

糸島市

平成26年度定期監査報告書（市立小中学校を除く）に基づく改善策及び願末

指摘事項及び意見等	主管課における措置、処理の経過及び対応策
<p>定期監査報告書（共通事項）</p> <p>第3 監査の結果</p> <p>1 契約保証金免除に関する根拠規定について</p> <p>契約書の契約保証金に関する規定について、契約保証金に関する規定を定めていないもの、又は保証金を免除する場合の免除の根拠規定がないものがあった。地方自治法施行令第167条の16に「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない。」と規定されており、契約保証金を免除する場合においては、糸島市契約事務規則第24条の第何号に該当するかを、契約書又は契約締結に係る決定書において明確にしておく必要があると思われる。適正な事務処理となるよう必要な措置を講じられたい。</p>	<p>【管財契約課】</p> <p>平成27年度の各種契約の起案時における管財契約課への合議において、一契約毎に点検指導を行っている。</p>

平成26年度定期監査報告書（市立小中学校を除く）に基づく改善策及び願末

指摘事項及び意見等	主管課における措置、処理の経過及び対応策
<p>定期監査報告書（第1期 - 1）</p> <p>2 各課に関する事項</p> <p>(1) 市民課</p> <p>市民課窓口における手数料の取扱いについて</p> <p>糸島市役所市民課窓口業務委託契約書の別紙業務委託仕様書に「手数料精算を行う。」と規定されており、手数料の受領及び領収書の交付を受託者が行っている。しかし、地方自治法第243条の規定では、私人への公金の取り扱いを原則禁止している。適正な事務処理を行っていただきたい。</p> <p>(2) 税務課</p> <p>契約保証金免除に関する根拠規定について</p> <p>契約書の契約保証金に関する規定について、保証金を免除する場合の免除の根拠規定がないも</p>	<p>【市民課】</p> <p>地方自治法第243条の規定では、私人への公金の取り扱いを原則禁止しているが、地方自治法施行令第158条第1項において「普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。」と規定されており、使用料、手数料等がこれに該当する。</p> <p>市民課窓口での各種証明手数料の収納事務は、「その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り」に該当するため、収納事務の委託を含めて最善な方法を検討し、平成28年度から適正な事務処理に改める。</p> <p>方法については、次の～を検討する予定。</p> <p>地方自治法に基づく私人への収納委託</p> <p>現状は、収納事務の全般の委託とはなっておらず、法令に規定される私人への収納の委託に移行するには、受託者が収納し、受託者名の領収書を発行し、収納した歳入を、その内容を示す計算書を添え指定金融機関等に払い込む事等に変更しなければならず、新たな事務の委託、費用負担の増、事務の煩雑化等がどうなるかの検討が必要である。</p> <p>手数料受取りを職員に限定</p> <p>手数料の受取りを職員に限定すると新たな人的対応が必要と考えられる。</p> <p>自動払込機器の導入</p> <p>購入及びメンテナンス費用、故障時の対応等を研究する必要がある。</p> <p>【税務課】</p> <p>契約保証金免除に関する根拠規定については、平成27年度から糸島市契約事務規則第24条の該</p>

平成26年度定期監査報告書（市立小中学校を除く）に基づく改善策及び願末

指摘事項及び意見等	主管課における措置、処理の経過及び対応策
<p>のがあった。地方自治法施行令第167条の16に「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない。」と規定されており、契約保証金を免除する場合においては、糸島市契約事務規則第24条の第何号に該当するかを、契約書又は契約締結に係る決定書において明確にしておく必要があると思われる。適正な事務処理を行っていただきたい。</p> <p>軽自動車税の減免事務について</p> <p>軽自動車税の減免に関する事務処理について、減免の可否決定が遅延している事象があった。各種申請等に係る受付、審査、決定、処理、通知等の事務行程等を検証し適正な事務処理を行っていただきたい。</p> <p>法人市民税の減免事務について</p> <p>(ア) 減免申請書の記載について</p> <p>法人市民税の減免申請書について、申請日、法人番号、事業年度等の記載がないもの等が見受けられた。受付時の確認作業等を徹底し、適正な事務処理を行っていただきたい。</p> <p>(イ) 減免申請書の添付書類について</p> <p>法人市民税の減免申請書に添付すべき書類（前年度収支決算等の財務諸表）が添付されていないものが見受けられた。受付時の確認作業等を徹底し、適正な事務処理を行っていただきたい。</p> <p>(ウ) 減免の可否決定について</p> <p>法人市民税の減免可否の決定について、可否決定通知書発送の決定書は作成されていたが、可否決定の決定書は作成されていなかった。適正な事務処理を行っていただきたい。</p> <p>(3) 収税課</p> <p>ファイナンシャルプランニング業務委託について</p> <p>糸島市ファイナンシャルプランニング業務委</p>	<p>当する号を契約書中に記載している。</p> <p>軽自動車税の減免に関する事務については、事務行程等を検証し、今後、遅延等が起こらないよう複数名で確認するように体制を強化し、適正な事務処理を行う。</p> <p>記載事項に不備があるものについては、全件直ちに修正を行った。今後は、受付時の確認作業等を徹底し、適正な事務処理を行う。</p> <p>添付書類が不足している申請書等については、直ちに不足書類の徴取を行った。今後は、受付時の確認作業等を徹底し、適正な事務処理を行う。</p> <p>法人市民税の減免可否の決定については、可否の決定と決定通知書発送の伺いを併せて作成していたが、当該文面中に「可否の決定」の文言が欠落していたため直ちに修正した。今後は、決定書の内容を明確に記載することにより適正な事務処理を行う。</p> <p>【収税課】</p> <p>業務従事者の通知については、書面で通知を受</p>

平成 26 年度定期監査報告書（市立小中学校を除く）に基づく改善策及び顛末

指摘事項及び意見等	主管課における措置、処理の経過及び対応策
<p>託契約について、同契約書第 5 条第 1 項の規定により業務従事者を定めているが、同条第 2 項の規定による市長への書面での通知が行われていなかった。適正な事務処理を行っていただきたい。</p> <p>契約保証金免除に関する根拠規定について</p> <p>契約書の契約保証金に関する規定について、保証金を免除する場合の免除の根拠規定がないものがあつた。地方自治法施行令第 167 条の 16 に「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない。」と規定されており、契約保証金を免除する場合においては、糸島市契約事務規則第 24 条の第何号に該当するかを、契約書又は契約締結に係る決定書において明確にしておく必要があると思われる。適正な事務処理を行っていただきたい。</p> <p>(4) 二丈総合窓口課</p> <p>総合窓口課窓口における手数料の取扱いについて</p> <p>糸島市役所総合窓口課窓口業務委託契約書の別紙業務委託仕様書に「手数料に該当する場合は、代金を徴し、領収書を渡す。」と規定されており、手数料の受領及び領収書の交付を受託者が行っている。しかし、地方自治法第 243 条の規定では、私人への公金の取り扱いを原則禁止している。適正な事務処理を行っていただきたい。</p> <p>契約保証金免除に関する根拠規定について</p> <p>契約書の契約保証金に関する規定について、保証金を免除する場合の免除の根拠規定がないものがあつた。地方自治法施行令第 167 条の 16 に「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない。」と規定されており、契約保証金を免除する場合においては、糸島市契約事務規則第 24 条の第何号に該当するかを、契約書又は契約締結に係る決定書において明確にして</p>	<p>領した。今後は、年度当初に書面での通知を受け取り、適正な処理に努めたい。</p> <p>平成 27 年度より契約書等に契約保証金免除の該当する号を入れ、適正な事務を行っている。</p> <p>【二丈総合窓口課（現市民課）】</p> <p>同趣旨で指摘を受けている「市民課窓口における手数料の取扱いについて」の対応策により、平成 28 年度から適正な事務処理に改める。</p> <p>支所の廃止により、総合窓口課の事務を引き継いだ市民課においては、平成 27 年度から契約書条項に（糸島市契約事務規則第 24 条の第 号に該当）と記載するようにしている。</p>

平成26年度定期監査報告書（市立小中学校を除く）に基づく改善策及び願末

指摘事項及び意見等	主管課における措置、処理の経過及び対応策
<p>おく必要があると思われる。適正な事務処理を行っていただきたい。</p> <p>(5) 志摩総合窓口課 総合窓口課窓口における手数料の取扱いについて 糸島市役所総合窓口課窓口業務委託契約書の別紙業務委託仕様書に「手数料に該当する場合は、代金を徴し、領収書を渡す。」と規定されており、手数料の受領及び領収書の交付を受託者が行っている。しかし、地方自治法第243条の規定では、私人への公金の取り扱いを原則禁止している。適正な事務処理を行っていただきたい。</p> <p>契約保証金免除に関する根拠規定について 契約書の契約保証金に関する規定について、保証金を免除する場合の免除の根拠規定がないものがあつた。地方自治法施行令第167条の16に「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない。」と規定されており、契約保証金を免除する場合においては、糸島市契約事務規則第24条の第何号に該当するかを、契約書又は契約締結に係る決定書において明確にしておく必要があると思われる。適正な事務処理を行っていただきたい。</p>	<p>【志摩総合窓口課（現市民課）】</p> <p>同趣旨で指摘を受けている「市民課窓口における手数料の取扱いについて」の対応策により、平成28年度から適正な事務処理に改める。</p> <p>支所の廃止により、総合窓口課の事務を引き継いだ市民課においては、平成27年度から契約書条項に（糸島市契約事務規則第24条の第何号に該当）と記載するようにしている。</p>
<p>(6) 生活環境課 事業所用指定ごみ袋の料金について 事業所用指定ごみ袋の料金については、13款「使用料及び手数料」で収入しているが、糸島市指定ごみ袋等に関する取扱規程第2条の定義では「事業所用料金 事業所用指定ごみ袋の料金をいう。」とあり、手数料とは規定していない。適正な処理となるよう検討していただきたい。</p> <p>ペット霊園の維持管理について 平成23年4月1日に施行された、糸島市ペット霊園の設置の許可に関する条例第15条に「設置者は、許可の申請の際に市長に提出した第8条</p>	<p>【生活環境課】</p> <p>糸島市指定ごみ袋等に関する取扱規程の一部改正（平成27年4月1日告示）を行い、今後は手数料として取り扱う。</p> <p>平成27年2月18日に市内2箇所（条例施行前に設置されていた霊園）の現地調査を行ったが、設置基準は概ね満たされていた。</p>

平成26年度定期監査報告書（市立小中学校を除く）に基づく改善策及び顛末

指摘事項及び意見等	主管課における措置、処理の経過及び対応策
<p>第6号のペット霊園の維持管理に関する計画に基づき、当該ペット霊園の維持管理を適正に行わなければならない。」と設置者の維持管理義務が規定されている。しかし、同条例附則の経過措置に「条例の施行の際現にペット霊園を設置している者は、当該ペット霊園について第3条の許可を受けたものとみなす。」と規定され、条例施行前に設置されたペット霊園の維持管理に関する計画が存在となっていない。同条例第18条には、市職員によるペット霊園の検査等の規定もあり、維持管理に関する計画の提出は必要であると思われる。検討していただきたい。</p> <p>契約保証金免除に関する根拠規定について</p> <p>契約書の契約保証金に関する規定について、保証金を免除する場合の免除の根拠規定がないものがあった。地方自治法施行令第167条の16に「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない。」と規定されており、契約保証金を免除する場合においては、糸島市契約事務規則第24条の第何号に該当するかを、契約書又は契約締結に係る決定書において明確にしておく必要があると思われる。適正な事務処理を行っていただきたい。</p> <p>(7) 環境施設課</p> <p>公印使用簿について</p> <p>保管者が環境施設課長であるクリーンセンターの糸島市長印の公印使用簿が作成されていない。</p> <p>糸島市公印規則第10条第1項の規定では、公印を使用するときは、公印使用簿に記載することが義務づけられており、記載を省略することができる場合は、同条第2項の規定により証明等に公印を使用する場合に限られている。公印使用簿の作成について検討していただきたい。</p> <p>契約保証金免除に関する根拠規定について</p> <p>契約書の契約保証金に関する規定について、契</p>	<p>また、今回の調査にあたり、市よりペット霊園管理者に維持管理の計画書を提出するように求めたが、計画書は施設の整備時に作成されたと思われるが現在はないとの回答であった。</p> <p>なお、2箇所ともに施設の維持管理は適切に行われていた。</p> <p>今後も定期的に現地調査を行うとともに、適切な維持管理の計画書等を市に提出するように要請する。</p> <p>今後は、契約書に根拠規定を明記する。</p> <p>【環境施設課】</p> <p>クリーンセンターの公印使用簿については、平成26年11月に作成し、公印使用の際は記載することとしている。</p> <p>契約保証金について、免除する場合は契約書の</p>

平成26年度定期監査報告書（市立小中学校を除く）に基づく改善策及び顛末

指摘事項及び意見等	主管課における措置、処理の経過及び対応策
<p>約保証金に関する規定を定めていないもの、又は保証金を免除する場合の免除の根拠規定がないものがあつた。地方自治法施行令第167条の16に「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない。」と規定されており、契約保証金を免除する場合には、糸島市契約事務規則第24条の第何号に該当するかを、契約書又は契約締結に係る決定書において明確にしておく必要があると思われる。適正な事務処理を行っていただきたい。</p>	<p>中で根拠となる規定を明確化するよう以後の契約から改めた。</p>

平成26年度定期監査報告書（市立小中学校を除く）に基づく改善策及び顛末

指摘事項及び意見等	主管課における措置、処理の経過及び対応策
<p>定期監査報告書（第1期 - 2）</p> <p>1 部内共通事項</p> <p>契約保証金免除に関する根拠規定について</p> <p>契約書の契約保証金に関する規定について、契約保証金に関する規定を定めていないもの、又は保証金を免除する場合の免除の根拠規定がないものがあつた。地方自治法施行令第167条の16に「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない。」と規定されており、契約保証金を免除する場合においては、糸島市契約事務規則第24条の第何号に該当するかを、契約書又は契約締結に係る決定書において明確にしておく必要があると思われる。適正な事務処理を行っていただきたい。</p> <p>公印使用について</p> <p>国県補助金等に係る交付申請書・実績報告書等に使用する公印について、保管者が健康増進部長である「健康増進部事務用」の糸島市長印を使用されていた。保管者が総務課長である「補助金申請、公告、その他」の糸島市長印が適切であると思われる。適正な事務処理を行っていただきたい。</p> <p>2 各課に関する事項</p> <p>(1) 健康づくり課</p> <p>歯科休日急患診療業務について</p> <p>(ア) 診療報酬等について</p> <p>診療報酬等の債権者について、「債権者は糸島歯科医師会である。」との見解を示されていたが、歯科休日急患診療業務委託契約書第1条第1項第2号の委託業務の規定に「診療報酬等の請求及び徴収に関する業務」と定めてあつた。債権者が受託者であるものを業務委託する規定は不要であると思われる。適正な事務処理を行っていただきたい。</p> <p>(イ) 施設・設備の改善、修繕について</p> <p>歯科休日急患診療業務委託契約書第9条第2</p>	<p>【健康増進部】</p> <p>定期監査で指摘を受けた後は、契約書条項に、糸島市契約事務規則第24条の第何号に該当するかを記載するように改めた。</p> <p>定期監査で指摘を受けた後は、国県補助金等に係る交付申請書・実績報告書等に使用する公印は、総務課長保管の糸島市長印を使用するよう、職員に徹底して事務処理をしている。</p> <p>【健康づくり課】</p> <p>診療報酬等の債権者は糸島歯科医師会であるため、平成27年度の契約書において、「診療報酬等の請求及び徴収に関する業務」については削除した。</p> <p>施設については、指摘のように糸島歯科医師会</p>

平成26年度定期監査報告書（市立小中学校を除く）に基づく改善策及び顛末

指摘事項及び意見等	主管課における措置、処理の経過及び対応策
<p>項に「施設・設備の改善、修繕については、（中略）1件当たり10万円以上のものについては、甲が行うものとする。」と規定されている。しかし、施設は、糸島歯科医師会が糸島農業協同組合から賃貸借契約により借り受けたものであり、糸島市の施設ではなく、糸島市が施設の修繕等を行う根拠が不明瞭であった。業務内容等を精査され、適正な事務処理を行っていただきたい。</p> <p>(ウ) 医療事故被害について</p> <p>歯科休日急患診療業務委託契約書第14条に、「医師等の診察行為により発生した医療事故については、甲乙協議のうえ適切な措置を講ずるものとする。」と規定されているが、医療事故被害調査委員会等の設置は行われていない。糸島市休日・夜間急患センターでは、糸島市医療事故被害調査委員会規則の規定に基づき、医療事故の被害について、医学的な見地から必要な調査又は助言を行うため、医療事故被害調査委員会を設置しており、歯科休日急患診療所にも委員会等の設置が必要ではないかと思われる。検討していただきたい。</p> <p>健康ふれあい施設の管理運営に関する協定の決定区分について</p> <p>平成23年4月1日に起案された「基本協定及び年度協定の締結」に係る決定者は「副市長」、平成26年4月1日に起案された「変更基本協定の締結」に係る決定者は「市長」となっていた。同一の基本協定締結に係る決定書で決定区分が異なることは適切ではないと思われる。適正な事務処理を行っていただきたい。</p> <p>健康ふれあい施設用地賃貸借契約について</p> <p>ふれあい施設用地の賃貸借契約は、平成14年から平成39年までの25年間となっているが、契約書において長期継続契約に必要な条件付解除（予算の減額又は削除に伴う解除等）の規定が定められていなかった。適正な事務処理を行っていただきたい。</p>	<p>が糸島農業協同組合から賃貸借契約により借り受けたものであるため、平成27年度の契約において、診療事業に係る施設の修繕等については、糸島歯科医師会が委託料の中で行うよう契約条項を改めた。</p> <p>医療事故の処理については、平成27年度の契約において、「当該診療所の開設者である糸島歯科医師会の責任により適切な措置を講ずるものとする。」旨の条項に改めた。</p> <p>基本協定については、決定者は市長となるが、平成23年4月1日に起案した文書は「基本協定及び年度協定の締結」と併せていたため、業務委託の決定及び契約3,000万円未満のもの（委託費10,500,000円）に該当するとして「副市長」を決定者としていた。</p> <p>今後は、基本協定と年度協定の締結事務を区分し、適正な事務処理を行う。</p> <p>平成27年3月に、長期継続契約に必要な条件付解除（予算の減額又は削除に伴う解除等）の規定を条項に加え、変更契約を締結した。</p>

平成26年度定期監査報告書（市立小中学校を除く）に基づく改善策及び顛末

指摘事項及び意見等	主管課における措置、処理の経過及び対応策
<p>完成検査調書の立会人について</p> <p>7月31日に竣工検査が行われた真空遮断器取替工事の完成検査調書について、検査職員、立会人ともに健康づくり課長となっていた。糸島市契約事務規則第28条では検査職員と監督職員の兼務を禁じており、また、管財契約課が示した完成検査調書の作成例でも立会人は担当の係長となっている。適正な事務処理を行っていただきたい。</p> <p>補助金交付決定について</p> <p>補助金交付申請に対する交付決定について、糸島市補助金等交付規則第6条では「市長は、補助金等の交付の申請があったときは、（中略）速やかに交付の決定をするものとする。」と規定されているが、補助金交付に係る決定書の起案が遅延しているものが見受けられた。適正な事務処理を行っていただきたい。</p>	<p>指摘のとおり、糸島市契約事務規則第28条では検査職員と監督職員の兼務を禁じているため、以後の完成検査調書においては、立会人を担当係長として、適正に事務処理をしている。</p> <p>健康づくり課において補助金交付をしている全団体からの補助金交付申請がそろった時に、補助金交付に係る決定書の起案を行っていたが、今後は、決定書起案の遅延が無いよう、適正な事務処理を行う。</p>
<p>(2) 介護保険課</p> <p>「糸島市介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費の支給に係る受領委任払いに関する規程」の運用について</p>	<p>【介護保険課（現介護・高齢者支援課）】</p>
<p>(ア) 支給決定通知書等の通知年月日について</p> <p>支給決定通知書等について、支給の可否決定に係る決定書に添付している支給決定通知書と、受領委任者である事業者が、請求書と併せて提出する支給決定通知書は同一のものであるが、通知書の通知年月日が異なるものが見受けられた。決定書の起案日、決定日の相違によるものではあったが、適切ではないと思われる。適正な事務処理となるよう検討していただきたい。</p>	<p>支給決定通知書等の通知年月日は、決定書の決定日で通知するよう改善した。（平成26年11月）</p>
<p>(イ) 支給決定通知書等に使用する公印について</p> <p>支給決定通知書等に使用されている糸島市長印は、糸島市公印規則別表の保管者が情報政策課長である電子計算機作成印であったが、公印の大きさが変更されていた。また、この糸島市長印を使用される際に、公印使用簿への記載を省略されていた。糸島市公印規則第10条第1項の規定では、公印を使用するときは、公印使用簿に記載す</p>	<p>支給決定通知書等に使用する公印については、糸島市公印規則別表の保管者が情報政策課長である電子計算機作成印の大きさに変更した。（平成26年11月）</p> <p>また、電子公印使用時の公印使用簿への記載については、平成27年4月から記載するよう改善した。（平成27年4月1日）</p>

平成26年度定期監査報告書（市立小中学校を除く）に基づく改善策及び願末

指摘事項及び意見等	主管課における措置、処理の経過及び対応策
<p>ることが義務づけられており、記載を省略することができる場合は、同条第2項の規定により証明等に公印を使用する場合に限られている。公印の使用について、適正な事務処理を行っていただきたい。</p> <p>(ウ) 決定書の様式について 支給の可否決定のために作成されている決定書について、文書管理システムに登録し作成される統一様式と異なる様式であった。文書管理システムは糸島市の公文書を一括管理するために導入されたものであり、全ての公文書に登録すべきと思われる。適正な事務処理となるよう検討していただきたい。</p> <p>(3) 国保年金課 国民健康保険税の減免事務について 国民健康保険税の減免申請書に添付すべき確認書類が添付されていないものが見受けられた。また、減免の可否決定に係る減免決定日が明確になっていないものが見受けられた。適正な事務処理を行っていただきたい。</p>	<p>文書管理システムによる統一様式で決定書を起案するよう改善した。(平成27年4月)</p> <p>【国保年金課】 文書の保管整理状況に要因があったため、決定書とともに申請書及び添付書類を確実に保管整理することを徹底した。</p>

平成26年度定期監査報告書（市立小中学校を除く）に基づく改善策及び顛末

指摘事項及び意見等	主管課における措置、処理の経過及び対応策
<p>定期監査報告書（第2期 - 2）</p> <p>2 各課に関する事項</p> <p>(1) 商工振興課 公印使用について</p> <p>福岡県の補助事業である緊急雇用創出事業等の補助金申請及び実績報告のために、保管者が経済振興部長である「経済振興部事務用」の糸島市長印を使用されていた。保管者が総務課長である「補助金申請、公告、その他」の糸島市長印が適切であると思われる。適正な事務処理を行っていただきたい。</p> <p>雇用奨励金に係る事務手続き等について</p> <p>(ア) 奨励措置(雇用奨励金)認定申請書について</p> <p>糸島市企業等立地促進条例施行規則第4条第2項の規定による奨励措置(雇用奨励金)認定申請書について、事業者から提出された申請書の様式が、同規則様式第2号と異なっていた。適正な事務処理を行っていただきたい。</p> <p>(イ) 奨励措置認定の要件及び審査について</p> <p>(1) 住所要件の確認について</p> <p>糸島市企業等立地促進条例の規定による奨励措置認定の審査において、申請された事業所の新規雇用従業員の住所要件確認のために住民票を公用請求されていたが、請求された住民票に不要と思われる情報が含まれていた。新規雇用従業員の住所要件確認は、糸島市居住者であるか否かの確認であり、公用請求する際の請求項目を検討し適正な事務処理を行っていただきたい。</p> <p>(2) 重大な法令違反の基準について</p> <p>糸島市企業等立地促進条例第5条第6号では「重大な法令違反がないこと。」と規定し、奨励措置認定の要件としていているが、「重大な法令違反」の基準が明確ではなかった。適正な審査ができるよう検討していただきたい。</p> <p>(3) 暴力団等排除要件の審査について</p> <p>糸島市企業等立地促進条例第5条第7号から第9号に、暴力団等の排除に関する規定を設け、奨励措置認定の要件としているが、申請された事業所に係る同要件に関する糸島警察署への照会</p>	<p>【商工振興課（現水産商工課）】</p> <p>定期監査後、当課職員に対して、公印規則の遵守について周知徹底した。</p> <p>今後は、職員への事務処理研修と併せて公印保管者のチェックを徹底する。</p> <p>定期監査後、当課職員に対して、申請書の旧様式から新様式への変更について周知徹底した。</p> <p>今後は、住民票抄本の本籍地、世帯主との続柄、住民票コードを除き、当該従業員の住所のみを取得するように周知徹底した。</p> <p>法人税法や食品衛生法違反等の行政刑罰を想定しているが、明確な基準の設定については困難なため、今後も案件毎に判断することとしたい。</p> <p>今後は、申請書の旧様式から新様式への変更と併せて、暴力団等に関する糸島警察署への照会を周知徹底した。</p>

平成26年度定期監査報告書（市立小中学校を除く）に基づく改善策及び顛末

指摘事項及び意見等	主管課における措置、処理の経過及び対応策
<p>が行われていなかった。申請された事業所は、糸島市暴力団排除事務処理マニュアルに規定される排除要件の照会から除外する団体等には該当しておらず、糸島市長が暴力団排除措置を講じるための連携に関する協定書第4条の規定に基づく糸島警察署への照会が必要であると思われる。適正な事務処理を行っていただきたい。</p> <p>補助金申請書に添付する書類について</p> <p>高年齢者労働能力活用事業費補助金（運営補助金）及び利子補給助成事業補助金について、それぞれ補助金申請書に添付されている収支（事業）予算書が、他の補助事業の収支を合算したものとなっていた。それぞれ、補助金交付団体が同じ団体ではあるが、補助金の対象となる事業は別メニューとなっており、それぞれの事業ごとの収支予算計画等による審査が必要であると思われる。適正な審査ができるよう検討していただきたい。</p> <p>(2) シティセールス課</p> <p>契約保証金免除に関する根拠規定について</p> <p>契約書の契約保証金に関する規定について、契約保証金に関する規定を定めず保証金を免除しているものがあった。地方自治法施行令第167条の16に「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない。」と規定されており、契約保証金を免除する場合においては、糸島市契約事務規則第24条の第何号に該当するかを、契約書又は契約締結に係る決定書において明確にしておく必要があると思われる。適正な事務処理を行っていただきたい。</p> <p>暴力団等排除要件の審査について</p> <p>糸島市見本市等出展事業補助金交付規程第3条第2項に暴力団等の排除に関する規定を設け、補助対象者の要件としてしているが、申請された事業所に係る同要件に関する糸島警察署への照会が行われていなかった。申請された事業所は、糸島市暴力団排除事務処理マニュアルに規定さ</p>	<p>今後は、補助金交付団体に指導し、適正な審査を実施する。</p> <p>【シティセールス課】</p> <p>平成27年度より適正な事務を行っている。</p> <p>平成27年度より、「糸島市暴力団排除事務処理マニュアル」に則って事務処理を行う。</p>

平成26年度定期監査報告書（市立小中学校を除く）に基づく改善策及び顛末

指摘事項及び意見等	主管課における措置、処理の経過及び対応策
<p>れる排除要件の照会から除外する団体等には該当しておらず、糸島市長が暴力団排除措置を講じるための連携に関する協定書第4条の規定に基づく糸島警察署への照会が必要であると思われる。適正な事務処理を行っていただきたい。</p> <p>(3) 学研都市づくり課 契約保証金免除に関する根拠規定について 契約書の契約保証金に関する規定について、契約保証金に関する規定を定めていないもの、又は保証金を免除する場合の免除の根拠規定がないものがあった。地方自治法施行令第167条の16に「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない。」と規定されており、契約保証金を免除する場合においては、糸島市契約事務規則第24条の第何号に該当するかを、契約書又は契約締結に係る決定書において明確にしておく必要があると思われる。適正な事務処理を行っていただきたい。</p> <p>長期継続契約に係る決定書の決定区分について 平成25年10月1日から平成27年3月31日までの長期継続契約を締結した組織対応型連携事業委託の契約締結に係る決定書について、決定区分が経済振興部長となっていた。契約金額は、全体で400万円であり、糸島市職務執行基本規則の規定により部長の専決権限であったため決定区分を部長としていた。しかし、長期継続契約の締結根拠は、糸島市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第5号該当となっており、同号の規定は「その他商慣習上複数年にわたることが一般的な契約のうち、市長が特に認めるもの」と定めている。「市長が特に認めるもの」の規定から、決定区分は部長ではなく市長とすることが適切であると思われる。検討していただきたい。</p>	<p>【学研都市づくり課（現地域振興課）】</p> <p>糸島市契約事務規則第24条第7号の規定に基づき、契約保証金を免除している。</p> <p>今後、決定書において根拠規定を明示し、適正な事務処理に努める。</p> <p>本来であれば、糸島市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づき、組織対応型連携事業委託を長期継続契約とすることについて市長の決裁を受け、その後、委託契約の締結については、500万円未満の委託契約であるため、糸島市職務執行基本規則に基づき部長の専決とすべきであった。今後は適正な事務処理に努める。</p>

平成26年度定期監査報告書（市立小中学校を除く）に基づく改善策及び願末

指摘事項及び意見等	主管課における措置、処理の経過及び対応策
<p>定期監査報告書（第2期 - 3）</p> <p>2 各課に関する事項</p> <p>(1) 教育総務課</p> <p>私立幼稚園に係る事務について</p> <p>私立幼稚園就園奨励費補助金等の私立幼稚園に係る事務を教育総務課で行われている。地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地方教育行政法」という。）第24条に長の職務権限が規定されおり、同条第2号に「私立学校に関すること。」と定め、市長が管理及び執行する教育に関する事務となっている。また、糸島市教育委員会に対する事務委任規則第2条各号に、市長の職務権限を教育委員会へ事務委任する規定があるが、「私立学校に関すること。」は事務委任されていない。適正な事務処理が行えるよう検討していただきたい。</p> <p>就学援助費及び就学奨励費について</p> <p>(ア) 給付額の算定について</p> <p>就学援助費の4番認定の6割算定と就学奨励費の算定において、小数点以下の端数処理を、四捨五入する場合と切り捨てる場合があったが、端数処理方法が異なる根拠が明確ではなかった。また、就学援助費4番認定の校外活動費の算定では、小数点以下の端数処理を四捨五入で行うことにより、6割を超過する給付となる事象が見受けられた。給付費算定における端数処理方法を検討され、適正な事務処理を行っていただきたい。</p> <p>(イ) 決定区分について</p> <p>教育委員会教育長事務決裁規程の別表の規定によると、扶助費の支出負担行為及び支出命令は、全額学校長の専決事項となっているが、教育総務課長の専決で処理されていた。適正な事務処理を行っていただきたい。</p>	<p>【教育総務課】</p> <p>当該補助金については、私立幼稚園の設置者が当該幼稚園に在園する園児の保護者に対して保育料等を減免する場合に、設置者に補助金を交付するものであるが、実質的には保護者の経済的負担の軽減を図るための補助制度であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第22条（旧第24条）に規定されている長の職務権限ではなく、同法21条に規定されている教育委員会の職務権限のうち第19号の「当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。」として事務を執行している。</p> <p>また、当該補助金の県の所管部署は教育振興部義務教育課が行っている。</p> <p>なお、平成27年4月から始まった子ども・子育て支援新制度に関する業務については、当該施設の運営状況の確認の権限が含まれているため、今年度中に所管する部署の検討をする。</p> <p>指摘のとおり端数処理を四捨五入することにより、4番認定で6割を超過する給付となる対象者があるため、平成27年度給付分からは、小数点以下の端数処理を切り捨てることで統一する。</p> <p>教育委員会教育長事務決裁規程別表の規定では、扶助費の支出負担行為及び支出命令は、全額学校長の専決事項となっているが、就学援助費については、保護者等への個人給付であり、かつ、支払項目が多岐にわたっており、厳密に審査する</p>

平成26年度定期監査報告書（市立小中学校を除く）に基づく改善策及び顛末

指摘事項及び意見等	主管課における措置、処理の経過及び対応策
<p>契約保証金免除に関する根拠規定について</p> <p>契約書の契約保証金に関する規定について、契約保証金に関する規定を定めず保証金を免除しているものがあった。地方自治法施行令第167条の16に「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない。」と規定されており、契約保証金を免除する場合においては、糸島市契約事務規則第24条の第何号に該当するかを、契約書又は契約締結に係る決定書において明確にしておく必要があると思われる。適正な事務処理を行っていただきたい。</p> <p>補助金等交付事務について</p> <p>(ア) 申請書及び決定書の様式について</p> <p>補助金等交付申請書、交付決定通知書について、糸島市教育委員会補助金等交付規則第2条の規定により準用する糸島市補助金等交付規則の様式と異なるものを使用されていた。使用される様式及び記載事項について再度確認され適正な事務処理を行っていただきたい。</p> <p>(イ) 交付申請時期について</p> <p>糸島市通学費補助金について、補助金交付申請が7月1日に行われ、7月2日に交付決定されていた。糸島市通学費補助金交付規程第3条第2号に「補助金の交付申請は、各学期末ごとに、別表に定める算定方式により算出した額をもって行うものとする。」と規定されており、各学期末の申請が適切である。適正な事務処理を行っていただきたい。</p> <p>生徒児童移送タクシーの使用基準について</p> <p>生徒児童移送タクシーの使用については、病気やけが等のための病院搬送、分校と本校の交流、</p>	<p>必要があるため、同規程第4条に規定されている重要事項等の専決の保留の規定により、教育長の指示を受けて、所管課長の専決で処理している。</p> <p>今後、契約保証金を免除する場合においては、糸島市契約事務規則第24条の該当条文を、契約書又は契約締結に係る決定書に明記することを徹底する。</p> <p>学校によっては合併前から使用していた様式で事務処理を行っている事案があるので、合併時に策定した様式を使用するよう全小中学校に再度通知した。</p> <p>現行の規程では指摘のとおり「補助金の交付申請は、各学期末ごとに、別表に定める算定方式により算出した額をもって行うものとする。」とされているが、運用上学期ごとの額が確定した段階で事務処理を行っていた。</p> <p>当該補助金は、保護者の経済的な負担軽減等を目的として交付しており、極力早い時期に交付する必要があるため、平成27年度中に規程の表現方法の見直し等を検討する。</p> <p>指摘のとおりタクシーの使用に関しては、緊急を要する場面が多いため、学校長の裁量に委ねて</p>

平成26年度定期監査報告書（市立小中学校を除く）に基づく改善策及び顛末

指摘事項及び意見等	主管課における措置、処理の経過及び対応策
<p>総合学習等の生徒児童の搬送等、一定の使用基準を設けられているが、明確な基準を内規等として文書化されたものはなく、学校長の裁量に委ねられていた。学校長判断の相違等を生じさせないために内規等の整備が必要であると思われる。また、特別な場合の移送タクシー使用も想定されることから、特別な場合の使用に係る事務手続方法等も含め内規等の整備について検討していただきたい。</p> <p>(2) 学校教育課 契約保証金免除に関する根拠規定について 契約書の契約保証金に関する規定について、契約保証金に関する規定を定めず保証金を免除しているものがあつた。地方自治法施行令第167条の16に「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない。」と規定されており、契約保証金を免除する場合においては、糸島市契約事務規則第24条の第何号に該当するかを、契約書又は契約締結に係る決定書において明確にしておく必要があると思われる。適正な事務処理を行っていただきたい。</p> <p>(3) 生涯学習課 出前講座について 生涯学習課が所管となっている出前講座に係る業務について、教育委員会の職務権限として業務が行われている。糸島市出前講座実施規程第7条に「市長は、前条の申込みがあつたときは、実施の可否を決定し」と規定されており、実施の決定者は糸島市長である。教育委員会の職務権限となる根拠及び事務の執行について整理・検討していただきたい。</p> <p>契約保証金免除に関する根拠規定について 契約書の契約保証金に関する規定について、契約保証金に関する規定を定めていないもの、又は</p>	<p>いた。このため、各小中学校によって異なつた運用状況があつた。</p> <p>各小中学校の均衡を図るとともに、適正な利用に努めるため、「糸島市立小中学校のタクシー利用に関する要綱」を策定し、全小中学校に通知した。</p> <p>【学校教育課】</p> <p>今後、契約保証金を免除する場合においては、糸島市契約事務規則第24条の該当条文を、契約書又は契約締結に係る決定書に明記することを徹底する。</p> <p>【生涯学習課】</p> <p>平成28年4月1日から糸島市出前講座実施規程の規定中の「市長」を「教育長」に改正するため、平成27年度に事務を進める。</p> <p>契約保証金免除の根拠規定がない契約については、契約書への記載漏れであつた。</p>

平成26年度定期監査報告書（市立小中学校を除く）に基づく改善策及び願末

指摘事項及び意見等	主管課における措置、処理の経過及び対応策
<p>保証金を免除する場合の免除の根拠規定がないものがあった。地方自治法施行令第167条の16に「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない。」と規定されており、契約保証金を免除する場合においては、糸島市契約事務規則第24条の第何号に該当するかを、契約書又は契約締結に係る決定書において明確にしておく必要があると思われる。適正な事務処理を行っていただきたい。</p> <p>長期継続契約について</p> <p>長期継続契約による業務委託について、契約書に長期継続契約に必要な条件付解除（予算の減額又は削除に伴う解除等）の規定が定められていなかった。適正な事務処理を行っていただきたい。</p> <p>糸島市ボランティア派遣事業委託について</p> <p>平成26年4月1日に契約締結をしている糸島市ボランティア派遣事業委託について、契約書第5条の規定により、契約締結後ただちに委託料の支払いを前金払いで行われていたが、契約書及び契約書に添付されている実施要項では、事業費を確認することができなかった。前金払いは債権者、債権額が確定している場合に認められる支払方法であり、履行の確認が不要であることから、契約時の事前確認は重要な事項である。契約締結時の事業費の確認方法等について検討し、適正な事務処理を行っていただきたい。</p> <p>二丈庁舎・志摩庁舎改修工事実施設計業務委託について</p> <p>二丈庁舎・志摩庁舎改修工事実施設計業務委託に係る事務を生涯学習課で行われているが、二丈庁舎・志摩庁舎は教育財産ではない。地方教育行政法第23条第2号の教育委員会の職務権限に「学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。」と規定されており、教育財産ではない両庁舎の改修工事実施設計業務に係る事務を生涯学習課で行うことは適切ではないと思われる。検討いただきたい</p>	<p>今後契約時に記載するよう改める。</p> <p>長期継続契約に必要な条件付き解除の規定が定められていなかった件は、記載するよう改める。</p> <p>平成27年度の契約については、前年度の決算額を参考に事業費を算出している。（決定書に添付）</p> <p>その後、委託先である糸島市ボランティア派遣事業運営委員会の予算書により再度、事業費の確認を行っている。</p> <p>二丈庁舎・志摩庁舎改修工事実施設計業務委託に係る事務が生涯学習課で行われている経緯は、事業前に二丈庁舎・志摩庁舎改修に係る生涯学習課、管財契約課、市民課、子ども課、危機管理課で協議を行い、改修後の施設で公民館及び図書館の割合が大きいこと、設計業務に精通した職員配置等の関係から生涯学習課の担当とすることに決定した。</p> <p>なお、両庁舎に係る全体の調整は管財契約課が</p>

平成26年度定期監査報告書（市立小中学校を除く）に基づく改善策及び願末

指摘事項及び意見等	主管課における措置、処理の経過及び対応策
<p>い。</p> <p>公民館等の用地に係る賃貸借契約等について</p> <p>(ア) 深江公民館用地賃貸借契約について</p> <p>平成18年7月1日から平成38年6月30日までを賃貸借期間とする深江公民館用地賃貸借契約が平成18年7月1日に締結されているが、契約書第4条に規定される3年ごとの賃借料に係る覚書の取り交わしが実施されていなかった。また、20年間の長期間契約ではあるが、長期継続契約に必要な条件付解除（予算の減額又は削除に伴う解除等）の規定が定められていなかった。適正な事務を行っていただきたい。</p> <p>(イ) 南風公民館土地賃貸借契約について</p> <p>平成21年7月1日から10年間を賃貸借期間とする南風公民館土地賃貸借に関する覚書について、10年間の長期間の賃貸借に係る約束であり、契約の一種であると思われる。長期継続契約に必要な条件付解除（予算の減額又は削除に伴う解除等）の規定が定められていなかった。適正な事務を行っていただきたい。</p> <p>外郭施設等の施設利用に係る事務について</p> <p>小中学校開放施設及び社会体育施設の利用申請書等について、糸島市立小中学校施設開放に関する条例施行規則及び糸島市体育施設条例施行規則に規定される様式と異なる様式を使用されていた。また、社会体育施設においては、減免申請書が提出されず利用申請書の提出をもって減免申請も兼ねるものとなっていた。規則に定められている様式について、再度検証し適正な事務処理を行っていただきたい。</p> <p>(4) 文化課</p> <p>公印使用について</p> <p>国（県）補助金申請変更分のために、保管者が教育部長である「教育部事務用」の糸島市長印を使用されていた。保管者が総務課長である「補助</p>	<p>行っている。</p> <p>契約書第4条に規定する3年ごとの賃借料に関する覚書については、地価の下落に伴い、土地評価額の価格修正を毎年行うため固定資産税額も毎年下落することから、平成24年度から相手方の了解のもと1年ごとに取り交わすこととしている。</p> <p>長期継続契約に必要な条件付き解除の規定が定められていなかった件は、深江公民館の移転が決定したため、平成28年度には契約変更又は新たに契約を締結することとなることから、その時点で改める。</p> <p>長期継続契約に必要な条件付き解除の規定が定められていなかった件は、契約変更を行う。</p> <p>平成26年4月1日から改正した利用申請書の印刷部数が十分でなく、止むを得ず旧様式の在庫を使用していたが、平成27年度予算で新様式の印刷を行い使用する。また、減免申請書については条例及び条例施行規則に規定する様式を使用する。</p> <p>【文化課】</p> <p>平成27年度国（県）補助金交付申請より、総務課保管の糸島市長印を使用している。</p>

平成 26 年度定期監査報告書（市立小中学校を除く）に基づく改善策及び顛末

指摘事項及び意見等	主管課における措置、処理の経過及び対応策
<p>金申請、公告、その他」の糸島市長印が適切であると思われる。適正な事務処理を行っていただきたい。</p> <p>契約保証金免除に関する根拠規定について</p> <p>契約書の契約保証金に関する規定について、契約保証金に関する規定を定めていないもの、又は保証金を免除する場合の免除の根拠規定がないものがあつた。地方自治法施行令第 167 条の 16 に「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない。」と規定されており、契約保証金を免除する場合においては、糸島市契約事務規則第 24 条の第何号に該当するかを、契約書又は契約締結に係る決定書において明確にしておく必要があると思われる。適正な事務処理を行っていただきたい。</p> <p>伊都郷土美術館について</p> <p>(ア) 館長等の職員について</p> <p>伊都郷土美術館条例第 4 条に「美術館に館長その他必要な職員を置く。」と規定されているが、館長等の職員の設置が行われていない。職員の設置について検討いただきたい。</p> <p>(イ) 行政財産の目的外使用について</p> <p>伊都郷土美術館管理運営等業務委託契約を締結し、行政財産である伊都郷土美術館の管理運営等を委託しているが、受託者の事務所の所在地は、伊都郷土美術館と同じ住所であり、伊都郷土美術館の一部を受託者の事務所として使用されていた。事務所として使用されている部分については、行政財産の目的外使用に該当すると思われる。地方自治法第 238 条の 4 第 7 項に「その用途又は目的を妨げない限度において使用を許可することができる。」と規定されているが、許可申請等の手続きが行われていなかった。適正な事務処理を行っていただきたい。</p> <p>契約締結に係る決定区分について</p> <p>埋蔵文化財発掘調査重機借上契約の契約締結に係る決定書において、決定区分が部長決定と課</p>	<p>平成 27 年度より、各種契約書の作成に際しては、契約保証金の免除の条項に「糸島市契約事務規則第 24 条」の該当する号を記載している。</p> <p>平成 28 年度より、文化課文化・図書係長に兼任辞令を発するよう、人事課と協議中である。</p> <p>伊都郷土美術館管理運営業務の委託内容については、収蔵美術品等の管理、一般使用者の展示、来観者の受付案内、その他美術館の管理運営に必要な業務であり、受託者である美術協会の事務所としての使用は許可していない。</p> <p>また、事務所内では毎月、文化課との定例会議を開催しており、美術協会自体の活動は行われていないことを確認している。</p> <p>なお、平成 27 年度の契約より、受託者の事務所の所在地を美術協会の会長宅の住所とするよう改めた。</p> <p>平成 27 年度より、糸島市教育委員会事務局職務執行基本規則別表第 3 の規定に基づき、決裁し</p>

平成26年度定期監査報告書（市立小中学校を除く）に基づく改善策及び顛末

指摘事項及び意見等	主管課における措置、処理の経過及び対応策
<p>長決定のものがあつた。一方は、糸島市教育委員会事務局職務執行基本規則別表第3の規定に基づき部長決定とし、もう一方は、糸島市職務執行基本規則別表第7の規定に基づき課長決定としており、決定区分が異なることは適切ではないと思われる。</p> <p>糸島市教育委員会に対する事務委任規則第2条第2号に「教育委員会に配当された予算に基づく、別表に定める範囲内における支出負担行為の決定及び支出命令に関すること。」と規定されており、支出負担行為の決定及び支出命令に関することが教育委員会へ事務委任されている。また、糸島市教育委員会事務局職務執行基本規則別表第3において、教育委員会へ事務委任された支出負担行為の決定及び支出命令に関することについて、予算科目の節ごとに支出負担行為額等に応じた専決区分が定められている。</p> <p>このことから、契約の締結に関する決定行為の権限は教育委員会へ事務委任されていると思われるため、糸島市教育委員会事務局職務執行基本規則別表第3の規定に基づく決定区分の判断が適切であると思われる。関連する法令及び例規を再度確認され適正な事務処理を行っていただきたい。</p> <p>補助金の交付根拠について</p> <p>文化課所管の補助金について、糸島市文化財保護事業等補助金交付規程と糸島市教育関係団体補助金交付規程を根拠とするものがあつた。2つの根拠規程では、補助金交付申請書の提出先及び補助金交付の決定者が糸島市長と教育長となっており取扱いが異なっていた。教育委員会が所管する補助金で、交付根拠とする規程の選択により補助金交付決定者が異なることは適切ではないと思われる。</p> <p>補助金については、地方自治法第232条の2に「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されており、市長の職務権限と解される。教育委員会については、同法第180条の2</p>	<p>ている。</p> <p>糸島市教育委員会補助金等交付規則第2条では「補助金等の交付に関し必要な事項は、糸島市補助金等交付規則(平成22年糸島市規則第55号)の規定を準用する。この場合において、同規則中「市長」とあるのは、「教育長」と読み替えるものとする。」とされ、この規則に基づく補助金の交付決定権は教育長に委任されたと解される。この規則の趣旨から考えると各個別規程に基づく補助金交付決定権者も教育長とすべきと考えられる。</p> <p>よって、糸島市文化財保護事業等補助金交付規程の決定権者を教育長に改めることとする。なお、規程の改正については今年度中に行い、適用は平成28年度からとする。</p>

平成26年度定期監査報告書（市立小中学校を除く）に基づく改善策及び顛末

指摘事項及び意見等	主管課における措置、処理の経過及び対応策
<p>の規定に基づく糸島市教育委員会に対する事務委任規則第2条第2号に「教育委員会に配当された予算に基づく、別表に定める範囲内における支出負担行為の決定及び支出命令に関すること。」と規定され、「支出負担行為の決定」を限定的に事務委任している。また、地方教育行政法第24条第5号の長の職務権限に「教育委員会の所掌に係る事項に関する予算を執行すること」と規定され、予算の執行権限は市長の職務権限となっている。</p> <p>このことから、糸島市教育委員会に対する事務委任規則の規定上、補助金交付の決定権限は教育委員会へ委任されていないと解される。補助金の交付決定者について、関連する法令及び例規を再度確認され適正な事務処理を行っていただきたい。</p>	

平成26年度定期監査報告書（市立小中学校を除く）に基づく改善策及び顛末

指摘事項及び意見等	主管課における措置、処理の経過及び対応策
<p>定期監査報告書（第2期 - 4）</p> <p>第4 監査の結果</p> <p>契約保証金免除に関する根拠規定について</p> <p>契約書の契約保証金に関する規定について、契約保証金に関する規定を定めていないもの、又は保証金を免除する場合の免除の根拠規定がないものがあつた。地方自治法施行令第167条の16に「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない。」と規定されており、契約保証金を免除する場合においては、糸島市契約事務規則第24条の第何号に該当するかを、契約書又は契約締結に係る決定書において明確にしておく必要があると思われる。適正な事務処理を行っていただきたい。</p>	<p>【消防本部】</p> <p>契約保証金に関する根拠規定については、糸島市契約事務規則の該当条項を契約書に明確に記載していく。</p>